⑷　衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備の技術基準の適合	□　適合している
⑸　添付書類	□　設備概要図
⑹　電気通信役務の提供者	
⑺　使用する人工衛星局の免許の番号	
⑻　使用する人工衛星局の保有者又は運用者	
⑼　使用する人工衛星局の運用を認めた国等	
⑽　使用する人工衛星局の運用が認められている期間	
⑾　使用する人工衛星局の軌道又は位置	
⑿　使用する地球局の免許の番号	
⒀　使用する地球局の保有者又は運用者	
⒁　使用する地球局の運用を認めた国等	
⒂　使用する地球局の運用が認められている期間	
⒃　使用する地球局の位置	
⒄　備考	

注１　⑴の欄は、使用するトランスポンダごとに「衛星一般放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第94号）第３条第１号に規定するもの」のように記載すること。
注２　⑵の欄は、使用するトランスポンダごとに記載する。また、衛星一般放送の実施に当たり用いる人工衛星局が、地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転するものであつて、その公称されている経度が東経109度から東経111度の範囲のものである場合においては、送信する電波の偏波を記載すること。
注３　⑶の欄は、使用するトランスポンダごとに記載すること。
注４　⑷の欄は、衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備が衛星一般放送に関する送信の標準方式に定める技術基準に適合する場合に限り、□にレ印を付けること。
注５　外国の地球局（電波法施行規則第４条の地球局に該当する無線局をいう。以下同じ。）を用いる場合及び電波法の規定により免許された地球局であつて、地球局の工事設計書の添付書類として相当するものが添付されていなかつたものを用いる場合に限り、添付図面として、映像入力信号、音声入力信号、データ入力信号の各号発生装置から、人工衛星局（電波法施行規則第４条の人工衛星局に該当する無線局をいう。以下同じ。）の送信空中線までの設備概要図を添付するものとし、⑸の欄の□にレ印を付けること。
注６　⑺の欄は、衛星一般放送の実施に当たり用いる人工衛星局が、電波法の規定により免許されたものである場合に限り、記載すること。
注７　⑻から⑾までの欄は、衛星一般放送の実施に当たり用いる人工衛星局が、外国の人工衛星局である場合に限り、記載すること。
注８　⑿の欄は、衛星一般放送の実施に当たり用いる地球局が、電波法の規定により免許されたものである場合に限り、記載すること。
注９　⒀から⒃までの欄は、衛星一般放送の実施に当たり用いる地球局が、外国の地球局である場合に限り、記載すること。
注10　⒄の欄には、電気通信設備の名称その他の参考となる事項を記載すること。
注11　この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。
注12　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、適宜の用紙に別途記載すること。

別紙２（別表第三十一号関係）

１　有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備に関する事項

⑴　主たる設備の設置場所	
区別	設置場所
受信空中線系	
ヘッドエンド	
主たる演奏所	
幹線	

⑵　設備の規模	業務区域		引込端子の数	業務開始（予定）期日
	全域			
	区分別	第　期		
		第　期		
		第　期		
		第　期		
		第　期		

⑶　使用する周波数	周波数	周波数帯幅及び変調型式	用途	備考	再放送の同意	同意を得た放送事業者

⑷　系統図	ヘッドエンド	
	設備	
	レベル	

⑸　受信空中線系	区分	型式及び構成	周波数又は周波数範囲	相対利得	海抜高	地上高
	受信空中線系			最高　dB（　MHz） 最低　dB（　MHz）	m	m